

「ヘルプカード」を配布しています。

◆「ヘルプカード」とは・・・



ヘルプカードは、「障がいのある方」や「手助けが必要な方」が何かトラブルにあった時に必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。

例えば、障がいのある方の中には、手助けが必要なのにそれを伝えられずに困ってしまうことがあります。また、様々な障がいのある方が緊急時や災害時、日常生活の中で困った時など、周囲の方々の配慮や手助けをお願いしやすくするのが「ヘルプカード」です。

◆「ヘルプカード」はこんな時に役立ちます。

- ・道に迷ってしまった時やパニックや発作、急病などの緊急時に。
- ・日常生活で、ちょっとした手助けがほしい時に。
- ・災害が発生した時や災害に伴う避難生活が必要な時などの災害時に。

◆「ヘルプカード」を持っている方を見かけた時、どう対応すればよいのでしょうか？

「ヘルプカード」を使用する方の支援内容は様々ですが、誰にでも行えるものです。「ヘルプカード」の提示で支援を求めている時には積極的に「何か困っていることがありますか？」と声をかけてください。「声をかけること。気にかけること。」がとても大切になります。

また、本人が何かしらの事情でうまく支援の内容を伝えることができない時は、「ヘルプカード」の裏面（中身）を見て、記載されている方法で支援をするように心がけてください。

例えば、聴覚障がい者の「ヘルプカード」に「筆談をお願いします。」や「紙に書いて教えてください。」と記載があった時には、その手段で状況を伝えてください。

また、知的障がい者の「ヘルプカード」に「緊急の場合は記載している緊急連絡先に電話してください。」と記載があればその支援を行ってください。

このように、「ヘルプカード」に記載してある内容に沿った支援をお願いします。

◆「ヘルプカード」があることで期待できること・・・

- ・ 本人が安心します。  
何かあった時に理解してもらえますし、手助けをしてもらえます。
- ・ 家族や支援者も安心します。  
「何かあったらどうしよう。」と心配や不安が過ぎりますが、「ヘルプカード」には、緊急連絡先や本人の状態等を記入していますので家族や支援者の心配や不安を和らげます。
- ・ 情報提供とコミュニケーションを支援します。  
緊急時に必要とする情報を「ヘルプカード」に記入し携帯しますので、緊急時には支援者への情報提供や本人とのコミュニケーションをスムーズにします。
- ・ 障がいに対する理解の促進にもつながります。  
多様な障がいの特性や障がいのある方への配慮を正しく理解するきっかけとなります。
- ・ 共に生きる地域社会（共生社会）の構築につながります。  
自分の住む地域で「ヘルプカード」を持っている方がいましたら、まずはその障がいの特性と初歩的な対応を理解することから始めましょう。障がい者の方々が安心して住みなれた地域で暮らし続けるためのお手伝いとして「ヘルプカード」を活用し、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことのできる温かく、共に生きる地域社会の構築にもつながります。

◆配布対象者

在住在勤在学

（企業・施設等の社員等でまとめて必要な場合は、三芳町役場福祉課にご連絡ください。）

◆配布場所

三芳町役場福祉課（藤久保 1 1 0 0 - 1 電話 2 5 8 - 0 0 1 9）

中央公民館（北永井 3 4 8 - 2 電話 2 5 8 - 0 0 5 0）

藤久保公民館（藤久保 1 8 5 - 1 電話 2 5 8 - 0 6 9 0）

竹間沢公民館（竹間沢 5 5 5 - 1 電話 2 5 8 - 8 3 1 1）

藤久保出張所（藤久保 1 8 5 - 1 電話 2 5 8 - 0 6 2 6）

竹間沢出張所（竹間沢 5 5 5 - 1 電話 2 5 8 - 8 3 1 3）

◆お問い合わせ先

三芳町役場福祉課障がい者支援担当

電話 2 5 8 - 0 0 1 9（内線 1 7 6 ・ 1 7 8）